

保 障 わずかな共済料で安心の保障

◆共済金について

共済金の請求とお支払い 共済金の請求事由が発生した場合は、すみやかに商工会へご連絡ください。

共済金の給付 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

1口あたりの保障内容

【1コース】		【4コース】			
加入年齢	支払事由	死亡（高度障害）のとき		傷害・災害による 後遺症のとき	傷害・災害による入院 のとき（1日につき）
	死亡（高度障害）のとき	病死死亡	傷害・災害死亡		
6才～46才	100万円	100万円	200万円	10～100万円	500円
47才～54才	50万円	50万円	100万円	5～50万円	500円
55才～65才	25万円	25万円	50万円	2.5～25万円	500円

（注）入院の給付金は、5日以上継続して入院された場合で、1入院120日分を限度とします。
なお、入院開始日以後4日間は、お支払いの対象となりません。

◆リビングニース特約について

被共済者の余命が6ヶ月以内と判断された場合、この特約による保険金を被共済者にお支払いします。この特約に対する新たな掛金は不要です。被共済者がこの特約による保険金を受け取る場合、非課税扱いとなります。請求額は、死亡共済金の範囲内かつ他契約の指定保険金額と通算して一被共済者につき3,000万円が限度です。

◆医療保障特約について

あんしん

- * 1泊2日の入院から保障
- * 先進医療もカバー
- * 所定の障害状態になった場合、その後の保険料の払い込みが不要



* 商工貯蓄共済に、プラスの保障（別途掛金が必要です）で病気やケガによる入院、または、手術にそなえられる**あんしん・たのしみ・かんたん**な特約です。商工貯蓄共済に新規に加入される方、また、既に加入されている方は付加することができます。詳しくは、商工会へお問い合わせください。

たのしみ

- * 入院や手術がなかった場合、5年毎の無事故給付金（下記の給付内容を参照ください）



かんたん

- * 告知扱いで手続き簡単（体況上、通算上の理由で診査等が必要な場合があります）



給付内容 基本入院給付金日額による給付金の内容は、下記のとおりです。
詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

基本入院給付金日額	5,000円の場合	10,000円の場合
入院給付金【災害・疾病】（1日あたり） ・1入院の支払限度日数120日・通算支払限度日数1,095日	5,000円	10,000円
手術給付金【手術1回につき、手術の種類により】 （基本入院給付金日額の40倍・20倍・10倍）	20万円・10万円・5万円	40万円・20万円・10万円
無事故給付金【10年満期】 （基本入院給付金日額の10倍）	5年毎に5万円 （合計10万円）	5年毎に10万円 （合計20万円）
先進医療【先進医療給付金】	先進医療の技術に係る費用に応じて通算1,000万円まで	